

令和 5 年

第 1 回定例会会議録

令和 5 年 2 月 22 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年2月22日（水曜日）

開 会（午後4時00分）

管理者招集の挨拶

開議の宣言

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

第1 議第1号 やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の
制定について

第2 議第2号 やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正について

第3 議第3号 やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の
制定について

第4 議第4号 令和5年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について

追加日程

第1 議会議案第1号 やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の制定につ
いて

閉 会

○本日の会議に付した事件

日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番 梶木 裕文

2 番 吉田 容工

3 番 植田 昌孝

4 番 南 満

5 番 杉本 延博

7 番 岩本 孝

8 番 吉田 雅範

9 番 大谷 龍雄

○欠席議員（1名）

6 番 小松 久展

○説明のための出席者

管 理 者 東川 裕

副 管 理 者 森 章浩

副 管 理 者 太田 好紀
総 務 課 長 田村五十司

事 務 局 長 榑 芳弘

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長 木下 嘉敏

(午後 4 時 0 0 分開会)

議長
(南 満)

お待たせをいたしました。ただいまの出席議員数は 8 名でありますので議会は成立いたしました。

ただいまより、令和 5 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

管理者より招集の挨拶があります。

管理者。

管理者
(東川 裕)

令和 5 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、やまとクリーンパークの安定操業と、構成市町から排出されます一般廃棄物の適正処理を行ってまいりました。今後におきましても、円滑な施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回提出させていただきました案件は、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定と、条例制定に伴います情報公開条例、審査会条例の改正及び令和 5 年度一般会計予算の 4 議案でございます。議員皆様には、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

議長
(南 満)

これより会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議長において議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(南 満)

ご異議なしと認めます。よって、議長において議席を指定いたします。

議席番号 8 番、吉田雅範議員を指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 7 1 条の規定により、2 番・吉田容工議員、3 番・植田昌孝議員、以上 2 名の議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(南 満) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

 それでは、日程に入ります。

 日程第1、議第1号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

 管理者。

管理者
(東川 裕) 議第1号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

 本条例は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、個人情報の開示請求に係る手数料等を定めるため、本条例の制定をいたすものでございます。

 以上、議第1号、やまと広域環境衛生事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(南 満) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

 〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満) 質疑なしと認めます。

 これより討論を行います。討論はありませんか。

 〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満) 討論なしと認めます。

 これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

 〔全員挙手〕

議長 全員賛成と認めます。よって議第1号、やまと広域環境衛生事務組合個

(南 満) 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第2、議第2号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

管理者。

管理者
(東川 裕) 議第2号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正についてご説明申し上げます。

本条例の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の所要の変更及び審査会に係る条文を削除するなどの変更により、条例の全部を改正いたすものでございます。

以上、議第2号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正について概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(南 満) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

9番
(大谷 龍雄) 先ほどの議員全員協議会の中でも答弁ありましたように、また明らかになりましたように、この条例の改正は、国会において2021年、令和3年5月に成立したデジタル関連法に基づいて国の個人情報保護条例が改正されたために、それに合わせて改正される条例でありますけれども、この中に匿名加工情報というのがあるんですけども、先ほどの全協の議案審議では、匿名加工情報につくり変えれば情報公開できるという答弁がありました。国の法律もそうなっていますよね。そしたら、この匿名加工情報を認証する、せんのこの判断は、当組合の場合どこが担当されるんですか。この個人情報を匿名加工にする、しない、して公開の対象にしようというその判断は、このやまとの組合の場合どこが担当されますか。

議長
(南 満) 局長。

事務局長
(榎 芳弘) 匿名加工情報につきましては、作業の担当業務といたしましては事務局の総務課庶務係になってくるかと思えます。ただ、ちょっとこれ補足でございますが、現実的にやまとに関しましては、大量に個人情報を基本的に扱っているような、今現在としてはそういう状況にはございません。ただ、

例規についてはその辺のところも想定しながら整備をさせていただきましたが、担当といたしましては、そういった意味で庶務係のほうでさせていただきますというようなことでございます。以上でございます。

議長
(南 満)

9 番大谷議員。

9 番
(大谷 龍雄)

この法律の国会審議の中で、匿名加工情報とはどういうことかということとで答弁されていますけれども、それはこういうふうになっています。匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことで、加工した後は非個人情報となる扱い。いわゆる個人情報にはならない。だから本人の同意を得ずに第三者に提供、目的外利用が可能となるというふうに国会でも答弁されています。だから、この議案の趣旨に基づいて匿名加工すれば公開できると、こうなっているわけですがけれども、やはり匿名加工したら本人の同意を得ずにどんどん公開できるわけですから、だから匿名加工にするか、せんの判断、これはやはり慎重にしなければ、匿名加工にしてしまったらどんどんこれは情報公開になっていきますからね。その辺はやはり慎重に判断されるように。また、匿名加工の場合どういう名前にするのかということもありますけれども、それらのことはやはり慎重に判断して、個人情報の保護条例の趣旨を貫かれるように強く求めておきたいというふうに思います。以上です。

議長
(南 満)

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満)

これにて質疑を打ち切ります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満)

討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(南 満) 全員賛成と認めます。よって議第2号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正については、原案どおり可決することに決しました。
次に、日程第3、議第3号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。
管理者。

管理者
(東川 裕) 議第3号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。
本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律施行条例の双方におきまして審査会が必要となることから、関係条例を新たに制定いたすものでございます。
以上、議第3号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(南 満) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満) ないようでございますので、これより討論を行います。討論はありませ
んか。
〔「なし」の声あり〕

議長
(南 満) 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔全員挙手〕

議長
(南 満) 全員賛成と認めます。よって議第3号、やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。
次に、日程第4、議第4号、令和5年度やまと広域環境衛生事務組合一

般会計予算についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

管理者。

管理者
(東川

裕)

議第4号、令和5年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度一般会計予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額は、9億5,318万2,000円であります。

第2条債務負担行為につきましては、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為は健康増進施設事業負担金で、期間は令和6年度から令和18年度までの限度額を予算に定める額と定めるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する3市町の負担金で、8億2,757万8,000円を計上しております。

第2款財産収入は基金利子で15万円。

第3款繰入金は財政調整基金繰入金3,200万9,000円で、健康増進施設負担金に充当するための費用でございます。

第4款諸収入、第1項預金利子1万円、第2項雑入9,343万5,000円につきましては売電収入並びに資源物売却料等でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入合計9億5,318万2,000円でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

第1款議会費は議員報酬等で30万円。

第2款総務費、第1項総務管理費は、組合事務運営に伴う諸費用及び健康増進施設費等の必要見込額を一般管理費として9,419万9,000円を計上しております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

財産管理費は、基金積立金等で9,459万7,000円、公平委員会費は1万6,000円で、総務管理費合計は1億8,881万2,000円でございます。

第2項監査委員費は1万5,000円。

次に、第3款衛生費は、施設光熱水費並びに土地借地料等で、清掃総務費5,128万2,000円を計上しております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

ごみ処理費は、ごみ処理施設に係る委託料等で7億777万3,000円でございます。

衛生費合計は7億5,905万5,000円でございます。

次に、第4款予備費500万円。

歳出合計9億5,318万2,000円でございます。

以上、令和5年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長
(南 満) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
2番吉田議員。

2番
(吉田 容工) 確認だけさせていただきます。一応、健康増進施設の建設に当たって、今年度はまだ着手できないということで来年度に繰越しとなると思いますが。そのときに、やはりやまとから御所市のほうに、こういう趣旨で、ぜひいいものをつくってくれというような要請書なり協定書なりを結んでほしいとずっと言っていますので、それについてどう対応されるかお願いいたします。

議長
(南 満) 管理者。

管理者
(東川 裕) この件については度々ご指摘を受けておりますし、私も重要だというふうに認識をいたしております。全協でもお話しさせていただきました。来年度4月ぐらいに公募をかけるという予定をしておりますので、そのタイミングを一つの目途として、しっかりと協定書を結びたいというふうに思っています。

議長
(南 満) 2番吉田議員。

2番
(吉田 容工) あと、周辺地区環境整備基金ということで聞かせていただきます。一応、これについては、残高が今どれだけあるのかなというところまで教えてもらえますか。

議長
(南 満) 局長。

事務局長 (榊 芳弘)	令和5年2月1日現在でございますが、周辺環境整備基金積立金の残高につきましては、1億411万5,354円でございます。
議長 (南 満)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	それで、いつもちょっと指摘させていただいていますねんけれども、栗阪地区に渡した2億円と、それが一応事業が、私はほぼ終了したと思っているんですけども、まだ残高残っていると思うんですね。その残高の用途について何らかの書類を求めたのかというところを確認したいんですけども、どうですか。
議長 (南 満)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	環境整備補助金につきましては、現在8,600円程度の残高が残っているものと……
2番 (吉田 容工)	8,600万。
事務局長 (榊 芳弘)	失礼いたしました、8,600万ということで考えております。通常でしたら太陽光発電に係る部分が年間140万程度必要となっております。それを執行する上では数年、かなり長い先までかかるわけございまして、そういったことから、議員からもご指摘いただいているように、以前から、1つは要綱の改正をとということで要綱を改正させていただきました。複数年度にわたって執行できるようにということと、それと併せてほかの環境整備に係る部分、何か申請があれば、また認めていくというような形を取らせていただいております。そういったことで、打診は新たな部分として何かないのかということは聞かせていただいておりますが、現在のところまだ新たな部分として何も申請が上がってきてないという状況でございます。以上です。
議長 (南 満)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	いろいろ、これができるときにいきさつあったと思いますねんけれども、やまととしてはやっぱりお金の管理という点ではきっちりせなあかんのち

やうかなということで指摘させてもろうていまして、もともと2億円は、栗阪の公民館の上に太陽光パネルをつけると、御所市の土地につけると、そのお隣の民間の土地を借りて太陽光パネルを設置すると、この事業をしますよという申請が上がったわけですね。それは終わりました、あと、次長がおっしゃったように維持管理費が要るから残しとくんやと。それはもともと申請のない項目ですねんね。ですから、それについては、申請があつて、やまとが認めたという形なら、それはええと思いますねんや。ただ、ずるずると、まだ要ります、要りますねんということでは、事業の完了がいつなのか分からんということで問題じゃないかいうていつも指摘させてもろうてますねんね。その点では、あと8,600万というお金があるんでしたら、その経費をこれだけ見込んであるから、これに使わせてくださいという申請書を出してもらったら、栗阪に使ってもろうてええと思いますねんや。そういう点ではお金の使い道を明確化ということはすべきやと思っています。それについてちょっと答弁をお願いしたいです。

議長
(南 満)

管理者。

管理者
(東川 裕)

おっしゃっていることはよく分かります。正直、私も地元に入っているんな話をさせていただく中で、このお金の取扱いについては、ちょっといろいろ議論があつて、なかなか理解をいただけない部分もあるのも事実でございます。ただ、やはり透明性という部分も重要だというふうに思いますんで、少し時間はかかるかもしれませんが、その方向で引き続いて地元と折衝させていただきたいというふうに思います。

2番
(吉田 容工)

以上です。

議長
(南 満)

よろしいですか。
9番大谷議員。

9番
(大谷 龍雄)

予算全体見せてもらって感じますのは、今、物価高騰で全ての国民の皆さん大変でございまして、各自治体におきましても電気代や光熱費等の補正予算を組まなやっっていけないということで、かなりあちこちの自治体で補正予算を組んではありますけれども、今回のこの予算を見せていただいたら、ほとんど補正予算は組まれてないような、補正予算というよりも、この予算の中には組み込まれていないような感じもするんですけれども、これでやっていただければなおいいことなんですけれども、その辺は見通しはど

うですか。

議長
(南 満) 局長。

事務局長
(榊 芳弘) 物価高騰と申しますと、例えば電気とかという形かなと思いますけれども、もし誤っておりましたらまたご指摘いただきたいと思いますが、電気とかにつきましては、当初、令和4年度の予算編成でございますが、4年度の編成につきましては、過去の平成29年度が直近で一番高い金額、買電が金額的に一番ピークだったときなんです、そのときの実績を基に算定をさせていただきまして、今のところ令和4年度につきましては、流用とかも何もせずに当初予算のままに執行させていただいております。ただ、例えば、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、全炉、2炉とも停止した場合については、当然ながら電力を買うという形になりますので、今後、例えば年度末までにその金額が若干、予定している予算の額より上回った場合については、ちょっと流用による対応をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長
(南 満) よろしいですか。
ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

議長
(南 満) ないようでございますので、質疑を打ち切りにいたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長
(南 満) 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長
(南 満) 全員賛成と認めます。よって議第4号、令和5年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算については、原案どおり可決することに決しました。
お諮りいたします。ただいま、3番植田昌孝議員より、議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の制定についてが提出

されました。この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(南

満)

ご異議なしと認めます。よって議会議案第1号を議題とすることに決しました。

日程追加第1、議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

3番植田昌孝議員。

3番

(植田 昌孝)

議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の制定について議案説明をさせていただきます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されましたが、今回の改正は行政機関を対象としており、国会や裁判所と同様、議会においては自立的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法で定める規律の適用対象とされないものであります。しかしながら、議会におきましても、国の施策等の整合性に配慮しつつ、地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する共通のルールに沿った自立的な措置を講ずることが望まれることから、本議会におきましてやまと広域環境衛生事務組合議会個人情報保護条例の制定を提案するものであります。議員の皆様には、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長
(南

満)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(南

満)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(南

満)

討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議長
(南

満)

全員賛成と認めます。よって議会議案第1号、やまと広域環境衛生事務
組合議会個人情報保護条例の制定については原案どおり可決することに決
しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年やまと広域環境衛生事務組合議会第1回定
例会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

(午後4時30分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員